

令和3年3月8日

地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 岐阜県立下呂温泉病院一般事業主行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 現状と課題

令和2年度当初の常勤職員採用者に占める女性職員の割合は約68%に近く、また令和2年度末に在籍する常勤女性職員の平均継続勤務年数は13.2年で、男性の8.8年よりも長い状況であり、女性の採用促進及び就業継続という点においては進んでいるといえる。

しかしながら、平成27年度末における管理職に占める女性の割合（約28%）については、前回期間の数値目標25%は達成したが、常勤職員全体に占める女性職員の割合と比べるとまだまだ低い状況にある。

一方、令和2年度の育児休業取得率をみると、女性が100%であるのに対し、男性は15%不足である。

3. 数値目標

●区分①「職業生活に関する機会の提供」に関する数値目標

(1) 管理職に占める女性の割合を40%とする。

●区分②「職業生活と家庭生活の両立」に関する数値目標

(2) 女性の育児休業取得100%を維持し、男性の取得率を40%にする。

4. 取組内容

(1) 区分①

1 意欲のある職員を管理職養成等のための研修に参加させる等、個性と能力を十分に発揮することが出来るような環境を整えることで、人材の育成に努める。

2 定期的に仕事ややりがい等に関する意識調査を行い、女性の職業生活における活躍に関する問題分析及び改善策を検討する。

3 管理職の対象区分の見直しを行う。

(2) 区分②

1 女性職員の育児休業取得率100%を維持するために、今後とも、産前産後休暇、育児休業復帰者が復帰しやすい職場環境の整備に努める。

2 男性職員に対し、育児休業の取得がしやすい職場環境を作っていく。

3 男性でも、育児休業給付金が利用できることの周知など、対象者への情報提供を行っていく。